

開成水辺スポーツ公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を  
制定することについて

開成水辺スポーツ公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定す  
る。よって、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

開成町長 山 神 裕

#### 提案理由

近年の最低賃金の上昇や物価高騰等の社会経済情勢の変化に伴い、施設運営の安定及びサービス水準の維持を図るため、利用料金の上限額を改正したいので、開成水辺スポーツ公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

開成町条例第 号

開成水辺スポーツ公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

開成水辺スポーツ公園の設置及び管理に関する条例（平成21年開成町条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の改正前の表に掲げる別表を改正後の表に掲げる別表に下線で示すように改正する。

改正後		
別表（第18条関係）		
利用料金		
施設区分	利用単位	上限額
パークゴルフ場	9ホールにつき	1人 <u>200円</u>
野球場	<u>1時間</u>	<u>4,000円</u>
少年野球場兼ソフトボール場	<u>1時間</u>	<u>4,000円</u>
サッカー場	<u>1時間</u>	<u>6,000円</u>
管理センター研修室	<u>1時間</u>	<u>1,000円</u>

改正前		
別表（第18条関係）		
利用料金		
施設区分	利用単位	上限額
パークゴルフ場	9ホールにつき	1人 <u>110円</u>
野球場	<u>2時間</u>	<u>2,100円</u>
少年野球場兼ソフトボール場	<u>2時間</u>	<u>2,100円</u>
サッカー場	<u>2時間</u>	<u>2,100円</u>
管理センター		無料

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の開成水辺スポーツ公園の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、施行の日前利用に係る利用料金については、なお従前の例による。